

令和7年度 南房総市がんばる事業者支援事業補助金 －申請要領－

<申請締切>

令和7年11月28日（金）必着

※締切日は予定であり、変更となる場合があります。

※予算額に達し次第、受付を締め切ります。

※必ず工事・物品等の発注前に商工課まで相談のうえ申請手続きを行ってください。

<問合せ・提出先>

◆〒299-2492 南房総市富浦町青木28
南房総市役所 商工観光部商工課 商工振興係
TEL 0470-33-1092
Mail shoko@city.minamiboso.lg.jp

◆南房総市がんばる事業者支援事業補助金ホームページ
二次元コードから申請書等の様式をダウンロードできます。



※要綱等の規定に違反した場合や不正な申請をした場合は、補助金の返還となります。
※概算払いはしません。

南房総市では、市内における起業や既存事業の機能強化、新たな分野への取り組みや地域雇用を創出するがんばる皆さまに対し、経営基盤の強化を図るために必要な支援を行うことを目的として、「南房総市がんばる事業者支援事業補助金」を予算の範囲内で交付します。

事業所の取得、賃借及び改修、機械設備や備品等の購入、新規雇用等の経費についてきめ細かく支援することで、産業の高度化や地域経済の活性化を図るとともに、子育て世帯、若年者、移住者の起業については、補助額を上乗せして地方創生を推進します。

目 次

1	対象者と対象業種	1～2
2	対象となる事業	3
3	補助の対象となる経費	4～5
4	補助率及び補助金額	6～7
5	補助金交付申請に必要な書類	8～9
6	実績報告に必要な書類	10
7	事業の流れ	11
8	暴力団排除に関する規定	12

1. 対象者

中小企業者等（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。P2参照）であり、当補助事業終了後も継続的に市内で事業活動を行う方で、次の(1)～(6)のすべてに該当する者とします。

- (1) 許認可等を必要とする事業にあつては、実績報告時に当該許認可等を受けている者。
- (2) 法人、法人の代表者又は個人事業主に市税、介護保険料の滞納がなく、市上水道の給水停止予告を受けていないこと。
- (3) 本事業に対し、国、県、市から同様の補助金等を受けていない者。
- (4) 実績報告をする日において、市内に住所を有する個人又は市内に法人の本社、本店等主たる事業所の所在地がある法人であること。
- (5) 起業家支援事業又は移動販売導入支援事業を申請する場合、実績報告をする日において、南房総市主催の創業支援セミナーを修了している者（新規に起業する場合）。
- (6) 過去5年以内において、次のいずれにも該当しない者であること。

ア 南房総市中小企業新事業及び雇用創出支援事業補助金交付要綱（平成23年南房総市告示第98号）に基づく補助金の交付を受けた者。

イ 南房総市起業家支援事業補助金交付要綱（平成27年南房総市告示第69号）に基づく補助金の交付を受けた者。

ウ 南房総市新たな仕事と雇用創出支援事業補助金交付要綱（令和3年南房総市告示第60号）に基づく補助金の交付を受けた者。

エ 過去に本補助金の交付を受けた者。

※上記(1)～(5)に関わらず、次に掲げる場合は対象者となりません。

- ・「暴力団排除に関する規定」（P22参照）各号のいずれかに該当する者
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく届出を要する事業を行い又は行おうとする者

対象業種

<起業家支援事業、市内進出支援事業、事業高度化支援事業>

- ・製造業 ・情報通信業 ・卸売業、小売業 ・宿泊業、飲食サービス業
- ・学術研究、専門・技術サービス業 ・生活関連サービス業、娯楽業

<移動販売導入支援事業>

- ・飲食サービス業
- ・小売業

<雇用創出支援事業>

起業家支援事業、市内進出支援事業、事業高度化支援事業、移動販売導入支援事業により創出された新規雇用等

<対象となる中小企業者の一覧>

中小企業等経営強化法 上の区分	(参考) 日本標準産業分類上の分類 (第14回改定 (令和6年4月1日施行))	中小企業者 (下のいずれかを満たす者)	
		資本金	従業員数
1. 卸売業	(1) 【卸売業、小売業】のうち卸売業	1億円以下	100人以下
2. 小売業	(1) 【卸売業、小売業】のうち小売業	5,000万円以下	100人以下
	(2) 【宿泊業、飲食サービス業】のうち		
	①飲食店 ②持ち帰り・配達飲食サービス業		
3. サービス業	(1) 【情報通信業】のうち	5,000万円以下	50人以下
	①放送業		
	②情報サービス業		
	③映像情報制作		
	④音声情報制作業		
	⑤広告制作業		
	⑥映像、音声、文字 情報制作付帯サービス業		
	(2) 【不動産業、物品賃貸業】のうち		
	①駐車場業		
	②物品賃貸業		
	(3) 【学術研究、専門・技術サービス業】		
	(4) 【宿泊業、飲食サービス業】のうち宿泊業		
	(5) 【生活関連サービス業、娯楽業】※旅行業を除く		
(6) 【教育、学習支援事業】			
(7) 【医療、福祉】			
(8) 【複合サービス業】			
(9) 【サービス業 (他に分類されないもの)】			
4. 製造業、建設業、運輸業、 その他の業種 (1～3を除く)	(1) 【鉱業、採石業、砂利採取業】	3億円以下	300人以下
	(2) 【建設業】		
	(3) 【製造業】		
	(4) 【電気・ガス・熱供給・水道業】		
	(5) 【情報通信業】※3を除く		
	(6) 【運輸業、郵便業】		
	(7) 【金融業、保険業】		
	(8) 【不動産業、物品賃貸業】※3を除く		
	(9) 【宿泊、飲食サービス業】※3を除く		
	(10) 【生活関連サービス業、娯楽業】のうち旅行業		

※上表の黒塗り欄記載の業種は、本補助金の対象外です。

<本補助金の対象となる法人> ※中小企業等経営強化法による定義

①株式会社、②合名会社、③合資会社、④合同会社、⑤(特例)有限会社、⑥弁護士法に基づく弁護士法人、⑦公認会計士法に基づく監査法人、⑧税理士法に基づく税理士法人、⑨行政書士法に基づく行政書士法人、⑩司法書士法に基づく司法書士法人、⑪弁理士法に基づく特許業務法人、⑫社会保険労務士法に基づく社会保険労務士法人、⑬土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士法人

<本補助金の対象とならない法人> ※中小企業等経営強化法による定義

①一般社団・財団法人、②公益社団・財団法人、③学校法人、④宗教法人、⑤農事組合法人、⑥農業法人、⑦有限責任事業組合(LLP)、⑧組合(農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等)⑨社会福祉法人、⑩医療法人、⑪特定非営利活動法人

2. 対象となる事業

(1) 起業家支援事業

起業の日から3年を経過しない個人又は法人が、市内に本社、本店等主たる事業所を設置し、経営基盤の強化を図る事業。

※起業とは、次の①～②のいずれかに該当するものを言います。

① 開業届を提出し事業を行うもの

② 法人を設立し事業を行うもの

(2) 市内進出支援事業

安房郡市外に本社、本店等主たる事業所を置く個人又は法人が、市内への進出にあたり、初めて事業所を設立する事業。なお、法人が本社、本店以外の事業所を設立する場合、支店登記が必要となります。

(3) 事業高度化支援事業

市内に本社、本店等主たる事業所等を置く個人又は法人が、建物や設備等の施設環境整備をすることで、事業の高度化や機能強化を図り、生産性やサービスを向上させる事業。

(4) 移動販売導入支援事業

市内に本社、本店等主たる事業所等を置く個人又は法人が、キッチンカー等を利用し移動販売を行うための車両、設備等を整備する事業。

(5) 雇用創出支援事業

起業家支援事業、市内進出支援事業、事業高度化支援事業、移動販売導入支援事業の実施に伴い、新規又は安房郡市外から配置転換により市内に住所を有する従業員を継続して雇用する事業。

※事業所とは

市内において従業員又は設備等を有して、物の生産及び販売、サービスの提供等が継続的に行われている施設

3. 補助の対象となる経費

<起業家支援事業、市内進出支援事業、事業高度化支援事業>

事業用の建物延床面積が50㎡以上（情報通信業の場合にあっては、20㎡以上）であり、以下の(1)～(3)の経費が対象となります。

ただし、補助対象経費が合計20万円以上の事業に限ります。

(1) 事業所の取得、改修等に係る経費

(2) 事業所で使用する新品の備品、設備、その他事業実施に係る経費

備品の例：業務用冷蔵庫、厨房用品、商品陳列棚等

設備の例：製造加工機械、運搬設備、クリーニング設備等

※以下のものは対象外とします。

- ・ 消耗品費及び税（固定資産税、不動産取得税、消費税等）。
- ・ 中古品の備品
- ・ 1個3万円未満の物品。
- ・ 一般車両等、汎用性が高い物品。

(3) 事業所の賃借料（駐車場部分を含む。）

交付決定日後から実績報告書提出までの間、事業に伴って新たに支出した賃借料が対象となります。

※貸主が補助対象者の三親等以内の親族である場合は対象となりません。

※事業用の建物延床面積とは

地方税法第341条第3号における「住家、店舗、工場（発電所及び変電所を含む。）、倉庫その他の建物」であって、事業用に供する固定資産として評価されている家屋の延床面積のこと。

<移動販売導入支援事業>

以下の(1)～(2)の経費が対象となります。

ただし、補助対象経費が合計20万円以上の事業に限ります。

(1) キッチンカー等として使用する車両の取得、改造にかかる経費

(2) キッチンカー等で使用する新品の備品、設備、その他事業実施に係る経費

改造の例：電気・水道・ガス工事費、車体ラッピング費用、カウンター設置費等

設備の例：コンロ、シンク、冷蔵庫、給水タンク等

※以下のものは対象外とします。

- ・ 消耗品費及び税（取得税、消費税等）。
- ・ 中古品の備品
- ・ 1個3万円未満の物品。
- ・ 一般車両等、汎用性が高い物品。

<雇用創出支援事業>

起業家支援事業、市内進出支援事業、事業高度化支援事業、移動販売導入支援事業の実施に伴い新規に雇用される市内在住の従業員、又は、市内進出支援事業の実施に伴い安房郡市外から配置転換による従業員であって、以下の(1)～(4)の要件すべてに該当する方が対象となります。

- (1) 健康保険及び雇用保険に加入している者（健康保険については適用事業所のみ）
- (2) 交付決定日以降に新規又は安房郡市外から配置転換により雇用され、引き続き1年以上市内に住所を有し、雇用されていること。
- (3) 給与の月額が20万円以上の者であること。（実績報告書提出日直近6ヶ月分の給与が各月20万円以上であること。）
- (4) 雇用期間の定めのない者であること。

※以下の者は対象外とします。

- ・代表者及び役員等
- ・代表者の配偶者等生計を一にしている親族。

※雇用創出支援事業単独での申請はできません。

4. 補助率及び補助金額

補助金の額は、補助対象経費の30%以内の額で、上限額は次のとおりです。

ただし補助金額（加算額含む）は、補助対象経費の範囲内となります。

また、補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、切り捨てた額となります。

<起業家支援事業>

補助金額上限	加算の区分	加算条件	加算額
100万円	扶養・若年者	子育て世帯（15歳以下の子の扶養者） または若年者（39歳以下）	20万円
	転入者	安房郡市外から移住する子育て世帯の扶養者 ※交付申請の日の6ヶ月前から、実績報告をする日までの間に本市へ転入する場合に限る	50万円

例：Aさん（30歳）が飲食サービス業を起業するため建物を改修する場合
 ①建物の改修費400万円×30%＝120万円⇒100万円（上限額より）
 ②若年者（39歳以下）加算額 +20万円
 補助金額（①+②） 100万円+20万円＝120万円

<市内進出支援事業>

補助金額上限	雇用人数
200万円	3人以上
100万円	1人又は2人

※雇用人数：新設する市内事業所に配置する従業員数。

（1年以上市内に住所を有し、雇用されている必要はありません。）

例：東京都に本社を置き製造業を営むB社が、市内に工場を取得し、機械設備を導入する場合。なお、新設する事業所に5名の従業員を配置する。
 ① 建物の取得、設備導入費1,000万円×30%＝300万円⇒200万円（上限額より）
 補助金額 200万円

<事業高度化支援事業>

補助金額上限
100万円

例：市内で食品製造業を営むA社が、生産性を向上させるため、建物を改修するとともに、新たな機械設備を導入する場合。

①（建物改修費500万円+機械設備導入費300万円）×30%＝240万円⇒100万円
 補助金額 100万円（上限額より）

<移動販売導入支援事業>

補助金額上限
100万円

例：移動販売事業を新しく始めようとするA社が、キッチンカーを導入する場合。

①キッチンカー取得費 350万円×30%=105万円⇒100万円
補助金額 100万円 (上限額より)

<雇用創出支援事業>

補助金額上限	雇用1名につき
300万円(5名まで)	60万円

雇用創出支援事業は、起業家支援事業、市内進出支援事業、事業高度化支援事業、移動販売導入支援事業の実施に伴い、交付決定日以降に新規雇用・配置転換した従業員の人数に応じた支援とし、補助金額及び上限額は上記のとおりとなります。

(※従業員とは、1年以上市内に住所を有し、雇用されている者に限ります。)

5. 補助金交付申請に必要な書類

<建物・設備等補助>

申請者は、事業着手前に市から事業計画について交付決定を受ける必要があります。南房総市ががんばる事業者支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添付し、提出してください。

（提出時期：補助事業着手の1箇月前まで。申請書類の審査に時間を要しますので、1箇月前を目安に、事前に相談のうえ提出してください）

- ① 事業計画書（事業高度化支援事業以外用）（別記第2号様式）
または事業計画書（事業高度化支援事業用）（別記第3号様式）
- ② 雇用計画書（第4号様式）（雇用創出支援事業を併用する場合に限る。）
- ③ 登記事項証明書の写し（発行から3か月以内のもの。法人に限る。）
- ④ 開業届の写し（個人であって、既に開業している者に限る。）
- ⑤ 事業用面積が明らかになる図面（建築確認申請図面等）（移動販売導入支援事業を申請する場合を除く）
- ⑥ 事業実施に係る建物、設備、備品等の契約書（見積書）
- ⑦ 振込先口座を確認できる書類
- ⑧ 直近事業年度分の法人税確定申告書の写し（法人に限る）
- ⑨ 直近事業年度分の所得税確定申告書（収支内訳書又は青色申告決算書を含む）の写し又は市民税・県民税申告書（収支の内訳がわかるものを含む）の写し（個人事業主に限る）
- ⑩ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

<起業家支援事業において加算対象となる場合、上記①～⑩に加え以下の書類>

ア転入者加算に該当する場合

- ・住民票の写し（続柄入りの世帯全員分。本籍省略可。）
- ・戸籍の附票の写し

イ扶養者加算に該当する場合

- ・住民票の写し（続柄入りの世帯全員分。本籍省略可。）

<雇用補助>

申請者は、雇用計画書（別記第3号様式）に記載した雇用計画が終了した日から30日以内又は2月で終了する場合は2月10日までに、南房総市ががんばる事業者支援事業補助金交付申請書に以下の書類を添付し提出してください。

- ① 雇用状況報告書（第5号様式）
- ② 起業家支援事業、市内進出支援事業、事業高度化支援事業、移動販売導入支援事業の交付決定通知書の写し

6. 実績報告に必要な書類

市が交付決定した事業計画が完了した後、速やかに実績報告書を提出してください。

<起業家支援事業、市内進出支援事業、事業高度化支援事業、移動販売導入支援事業>

事業完了後30日以内又は交付決定日の属する年度の2月10日いずれか早い日に、実績報告書に次の書類を添付し提出してください。

- ① 領収書の写し
- ② 補助対象とした建物、設備、備品等の設置状況がわかる写真(撮影日がわかるもの)
- ③ 取得財産等管理台帳(第9号様式)
- ④ 創業支援セミナーを修了したことを証する書類(新規に起業する場合における起業家支援事業又は移動販売導入支援事業に限る。)
- ⑤ 営業許可証の写し(許認可等を必要とする業種の場合に限る。)
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

<市内進出支援事業を申請した場合>

上記①～⑤に加え以下の書類を提出

- ・対象となる従業員を市内事業所で雇用している名簿の写し
- ・対象となる従業員の雇用保険の加入が確認できる書類の写し
- ・対象となる従業員の健康保険の加入が確認できる書類の写し(適用事業所のみ)

<移動販売導入支援事業により車両を取得した場合>

上記①～⑤に加え以下の書類を提出

- ・自動車検査証

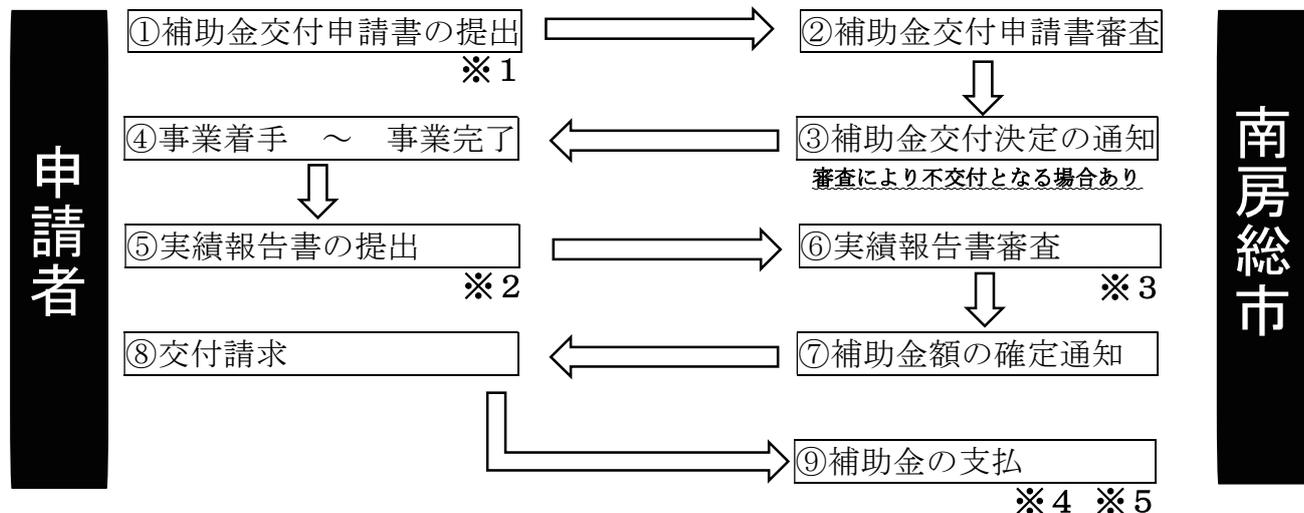
<雇用創出支援事業>

交付決定日の属する年度の2月10日までに、実績報告書に以下の書類を添付し、提出してください。

- ① 雇用状況報告書(第5号様式)の写し
- ② 対象となる従業員の雇用保険の加入が確認できる書類の写し
- ③ 対象となる従業員の健康保険の加入が確認できる書類の写し(適用事業所のみ)
- ④ 1年以上雇用継続が確認できる書類の写し(出勤簿、給与明細等)
- ⑤ 給与の月額が20万円以上であることが分かる書類の写し(例:直近6か月分の給与明細等)
- ⑥ 補助対象となる従業員の住民票の写し
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

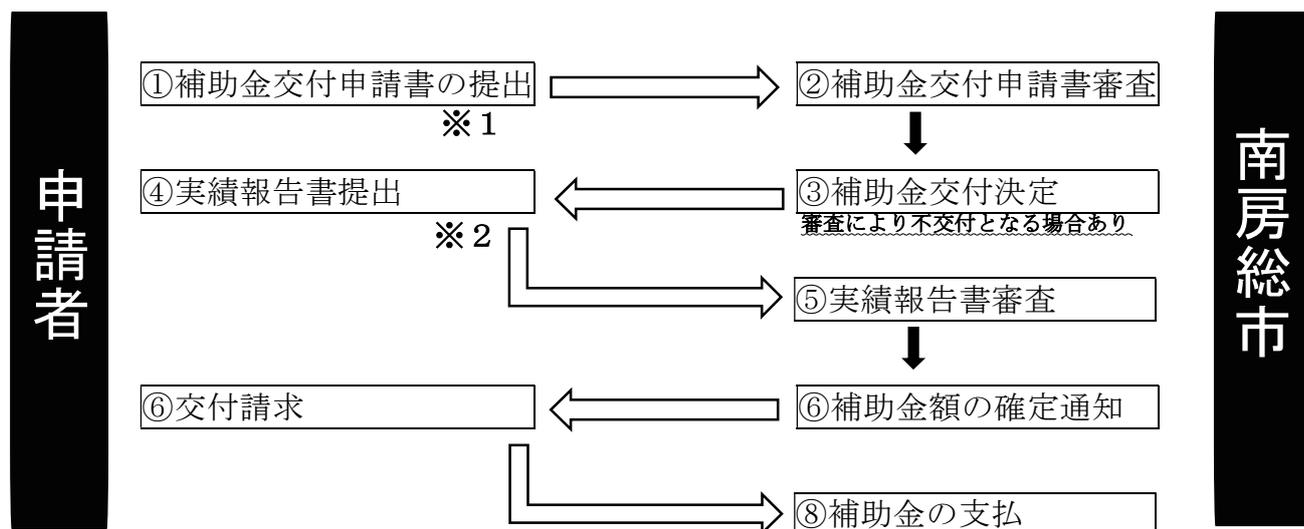
7. 事業の流れ

＜起業家支援事業、市内進出支援事業、事業高度化支援事業、移動販売導入支援事業＞



- ※1 事前に商工課へ相談のうえ、事業着手の1箇月前を目安に提出してください。
- ※2 事業完了後すみやかに実績報告書を添え提出してください。(交付決定された年度の2月10日期限)
- ※3 実績報告書提出後、市で書類審査及び現地確認を致します。
- ※4 補助金の交付を受けた事業者は、事業を終了した年度の翌年度から5年間は、毎年度3月末の状況を成果報告書(第10号様式)により報告してください。(4月末日期限)
- ※5 補助事業完了後、5年間又は償却期間を経過する前に取得財産等の処分した場合

＜雇用創出支援事業＞



- ※1 雇用計画が終了した日から30日以内又は確認できる日の属する年度の2月10日のいずれか早い日までに申請してください。
- ※2 交付決定のあった日の属する年度の2月10日までに提出してください。

8. 暴力団排除に関する規定

交付を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が、将来においても、次の各号のいずれにも該当しないこと。

- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- 二 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
 - ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
 - イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
 - ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
- 三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者